

平成29年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 平成29年9月7日（木）午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館 2階 ラウンジ
- 3 出席委員
高橋委員、西野委員、國松委員、笠原委員、玉水委員、
手塚委員、樋口委員、秋葉委員、金川委員、河原田委員
出席： 10名
欠席： 2名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要
(1) 議事
 - ① 平成28年度事業実績及び平成29年度事業計画
 - ② 建築物の適合率について
 - ③ 県有施設のバリアフリー整備状況調査について

※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

-
-
- 1 平成28年度事業実績及び平成29年度事業計画
 - 2 建築物の適合率について
-
-

《高橋会長》

それでは最初に議事1で平成28年度の事業実績および平成29年度の事業計画とありますので資料1に基づきまして、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

《事務局》

福祉政策課から資料1に基づき説明

《高橋会長》

それでは、いまのご説明について、ご質問等ございましたら遠慮なく手を上げて、はい、どうぞ。河原田委員、お願いします。

《河原田委員》

1点目です。高齢社会白書の29年版によれば、平成29年2月にユニバーサルデザインの2020関係閣僚会議が開催され、ユニバーサルデザイン2020行動計画を制定されたと。その中で、全国のバリアフリー水準の底上げと、心のバリアフリーの推進等が掲げられておりますけども、資料1の29年度事業計画に反映されておりますでしょうか、伺います。

2点目、資料1の埼玉県福祉のまちづくり普及推進事業の中の、福祉のまちづくり普及啓発事業マナーアップキャンペーンの実施と、それから福祉団体の協働によるキャンペーンの実施について。これについては普及啓発効果と反響、手応え等どのような状況なのかというのを知りたいです。それで、街で見かける障害者に関するマークの普及啓発、これも同じです、普及啓発効果と反響、予想。

それから、チラシ配布時にアンケート調査をやっているかどうか。もし、やっているのであれば、その分析結果を知りたい。

建築士に対する福祉のまちづくり条例のPR、これもPR効果と反響、その手応え。そのときにアンケート調査を実施しているかどうか。あった場合、その分析結果を知りたいと。

それから、その他の広報手段による普及啓発で、28年度には封かん適正利用、刷り込みがあったけれど、29年度にはそれが載っていなかったの、一定の普及啓発効果があったんじゃないかという認識でよいかと、質問しようかと思いましたが先ほど事務局から印刷の発注の経緯がありますので分かりました。

確かに私のところへ、埼玉県の各課の方からお手紙が来ているのを見ますと、一つは「止めないでください、必要な方のために」と、障害者用駐車場の適正利用についてのご協力をお願いしているものがあります。他にも何通かありますけど、そのほかに、これは後で鉄道関係のときに、また質問します。以上です。

《高橋会長》

ありがとうございました。関連したご質問、あるいはご意見がありましたら遠慮なく。

《國松委員》

障害者協議会の國松と言います。

少しダブリますが、2の街で見かける障害者に関するマークの普及啓発、これまで実は何度もお聞きしていて、あまり気になっていませんでしたが、（会場に掲示してある）「このマークを見たら心配りを！」というポスター、この予算はどちらから出ているのでしょうか。

僕はここが一生懸命やってくれるのはうれしいけど、元来これは障害者福祉推進課あたりがやらないと変な気がするんですよ。そういう意味で、予算はどこから出ているのかというのをお聞きしたいです。ここでやっちゃいけないという話をしているのではなく、大いにやっていただきたいけれども、肝心要の障害者福祉推進課がどう対応しているか、というのが少し気になったので予算の出所をお聞きしたわけです。

それから、今日の出欠の確認の部分ですけども、私が委員になってから、残念ながらJR東日本の方は、ほとんど来てないじゃないですか。委員さんとしてお目に掛けてないんです、ずっと。それがとても気になるということを申し上げたいと思います。

三つ目が、（2）の福祉のまちづくり推進協議会のところの説明がありましたけど、ここの協議会の中で、障害者の関係が私の団体と育成会さんだけなんです。残念ながら私のところも健常者の私が出ている、育成会はお母さんが出ているという体制でいうと、なか

なか当事者が出るチャンスが少ないなという関係があつて。僕はほかの町の関係のも関わったりしていますが、だいたい、どこも少なくとも車いすの人とか、見えない人か、聞こえない人あたりは必ず出ていますけど、県でありながら、そういう人たちが実際出ていないという状況は何かちょっと寂しい気がします。

今日、始めに高橋先生があいさつをしたとき、右肩下がりでという話がありましたけれど、それと同じで、そういう人たちが出ていないというのは、ちょっと活気がないなという感じするんですね。もう少し将来的には、ぐっとムードを上げていくためにも、ぜひ検討していただきたいなと思います。以上です。

《高橋会長》

ありがとうございます。どうぞ遠慮なくいろんなことをお話ください、第1回ですので。全部回答が得られるかどうか分かりませんが、それから協議会ということですので、県民の立場で県のほうに物申すというかたちになります。笠原委員。

《笠原委員》

笠原でございます。

啓発のポスターのことですけれども。車いすのマークがあると思うのですが、子ども用の車いすというのもありまして、子ども用の車いすなのにベビーカーを畳んでくださってと言われるケースがあるんですね。

福祉機器展とか、キッズフェスタという、大きい（イベントで）福祉機器を紹介する場所があるんですけれども、そういうところには、いろんな海外製のものだったり、日本製のものだったりする車いすがあります。全国に頑張っているお母さんがいて、（子ども用の車いすを紹介する）ポスターをつくったお母さんがいるんです。そういうポスターを埼玉県などに張っていただくことはできるのでしょうか。

ちなみにこれ、ポスターの画像もあります。やっと退院して外に出て、ちょっとお散歩をしているのに、ベビーカーがちょっと邪魔だよって言われてしまうので、ベビーカーを畳んでくださいなんて言わないでという、マークや啓発ポスターをつくって掲示していたりする場合もあります。こういう車いすもあるんだよということを知らないから、エレベーターの中だったり、電車の中だったり、あと駅員さんに「ベビーカーはちょっとお手伝いしません」とか言わ

れてしまう。

うちは障害者なんですという説明をしなくてはいけなくて、うちの娘の場合は重度でも、今度10歳になるので、そういうことは言われ慣れたんですけど、やっぱり最初のころは、病気でこんなに頑張っているのに、皆さんに畳んでと言われることがすごいショックだったりしました。

そう言われることで、お母さんの気持ちが落ちちゃったり、外に行くのが嫌になってしまうケースもあると思うので、こういうポスターをもし掲示していただけたらいいところがあったら、私も取り寄せをして、掲示していただけたらと思います。そういうのが可能かどうかを後で教えてください。

《高橋会長》

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。もう1件ぐらい、お聞きしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。樋口委員、お願いします。

《樋口委員》

エのところの建築士会の法令説明会の件ですけど、私自身はこれに出たことがないのですが、聞くところによると、反応があまりよろしくない、人もあんまり集まらないと。

私は埼玉南支部の監事でもあって、監事会でこれに出られた監事の方がおっしゃっていたんですけども、この法令説明というネーミングがよくないんじゃないかと。

初め、私もこれを聞いたときに、建築士の法律がどんどん改正になるので、その勉強会なのかなと思っていたんですけど、一般の方も来られる、来てもいいものになっていたと思いますが、一般の方に対しては、この法令説明会って何だろうと思うので、もう少し何かいいものがあればと。

これ、ネーミングが良くないよねという話が監事会の際に少し出ました。

《高橋会長》

それでは、いま4人の方から、ご発言いただきましたので、少し整理をしていきながら、事務局でも回答をお願いしたいと思います。

最初に河原田委員のほうから全般的なお話がありました。ユニバーサルデザインの関係閣僚会議の定めた2020に対して、今年度

の取組に入っているのかということですね。特に全国のバリアフリー水準の底上げをするという取組、掛け声に対して県でどうしているか。それから、心のバリアフリーについての取組。

それから、これは國松委員からもありましたけど、マークの普及も含めた反響や効果について、評価をしているのかどうか。その対策がどうなのかということ、アンケート調査などをしたことがあったかどうか。

それから、國松委員からは、そのマークの普及についてのことと重ねて、どこでお金を出しているのというご質問がありました。それから、委員構成の問題について、お話がありました。

笠原委員については、キッズマーク、どういうマークだったか、また教えていただきたいですけれども、これも非常に重要なので。このポスターの中でも、ハートプラスマークは、私の記憶では、確かこの協議会の公募委員からの意見で導入したんです。だから笠原委員が強く主張していただければ、いままでの経緯からすれば導入できなくはない、ぜひ紹介をしていただきたいということです。

樋口委員のご質問は、建築安全課からでしょうかね、また後ほどご説明いただければと思います。

では事務局のほうから、ご意見等お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

《事務局（福祉政策課）》

河原田委員のご質問から、お答えさせていただきます。ユニバーサルデザイン2020行動計画の関係ですが、2月に発表されております。県の事業につきましては、予算編成の関係もございまして、もっと前から本格的に検討を始めております。2月のころには、もう予算案がほぼ固まっているというような状況でして、結論から申しますと29年度の予定には入ってございません。今後こういったものが順次発表されていくと思いますので、事業の計画の中でそういったものを勉強しながら、新しい取組を検討できたらと思っております。

続きまして、その他普及啓発をやった後にアンケートを採っているかというご質問ですが、アンケート調査はしていません。

ただ平成27年度、実は浦和レッズの試合の前にキャンペーンを行いました。28年度は場所を変えて大型スーパーで実施された交通安全フェアでキャンペーンを行ったところ、一般的にお客様の滞在時間も長いということで、普及啓発グッズを多くのお客様に配

布できたという効果はあったようです。

封筒の封かん部への印刷の件につきましては、引き続き担当課へ掲載希望を出し、地道に、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして國松委員のご質問でございます。ポスターの関係の予算は現在、福祉政策課で確保して、ポスターを作成しております。今後こういったマークの普及啓発については、いろいろ検討事項がありますので、関係課と調整しながら効果的な広報に取り組んでいきたいと思っております。

また、ご意見をいただきましたJR東日本の委員の御出席についてですが、前回からの経緯もございますので、代理の方でも御出席をいただけないかと依頼をしましたが、なかなか日程の確保が難しいということで、委員就任へのご承諾は快くいただきましたが、今回の出席については残念ながらいただけなかったということでございます。

そして3番目のご質問で、委員の構成につきましては、現在、関係団体等から委員のご推薦をいただいております。当事者の方がないので活気がないというようなお話でしたが、今後、委員の改正のときには、そのようなご意見があったというものを踏まえて、委員の構成について再度検討をしてみたいと思います。

続きまして、笠原委員のベビーカーのポスターの関係ですけれども、おっしゃるポスターがどのように普及しているかというのを認識しておりませんでした。そういったご意見があったということで、今後こちらとしても、いろいろ勉強してまいりたいと思います。そして、このポスターが、こういったところで掲示が可能なのかということについても考えてまいりたいと思っております。

樋口委員の建築士法令説明会の関係です。こちらのネーミングについて御意見があったことは、今日は担当の建築安全課の職員も出席しておりますし、情報としていただき、機会を捉えて関係者に伝えたいと思います。

福祉政策課としては以上でございます。よろしければ、このまま事務局からのご説明を関連事業2として担当課から進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

《高橋会長》
お願いします。

《事務局（関係各課）》

関係各課から資料1に基づき説明

《高橋会長》

もう1件、資料2の建築物の適合率ですけれど、事業実績的などところもありますので、先にご説明をいただいて、その後、意見交換をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

《事務局（建築安全課）》

建築安全課から資料2に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答、ご提案等をいただきたいと思いますと思いますが、この後、もう1件、県有施設のバリアフリー整備状況の調査がありますが、最後に埼玉会館のバリアフリーチェック、見学会を予定しています。こちらは、できれば15時半ぐらいからスタートをしたほうがいいと思いますので、短い質疑応答の時間ですが、これから進めたいと思います。

それでは、資料1の残っている部分と、資料2について、ご質問、ご意見等お願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。はい、國松委員。

《國松委員》

障害者協議会の國松です。最後に建築物の適合のことをおっしゃられましたけども、私も一番興味があったところですので、お尋ねしたいと思います。

この建築物のことですけども、この中の何パーセント、何パーセントとありますけども、この中で特に公立というか、県立、市町村立のものについての状況をお聞きしたいと思います。何件あって、どういう状況なのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

《事務局（建築安全課）》

この施設については民間・公共合わせた数字でございまして、申し訳ございませんが、その分類はしておりません。県に建てる福祉

施設なり、施設なら施設、公共・民間合わせた施設の合計となっております。よろしく願いいたします。

《高橋会長》

そうすると用途別ですので、学校が4件あって1件だけ適合していて、残り3件、これは私立も入っていると理解しておいていいですか。

《事務局（建築安全課）》

公共か民間かというのは調べられますが、その資料は手元になく、いま時点でお答えができません。申し訳ございません。

《高橋会長》

了解いたしました。とても大事な部分ですので、心の教育なども入ってきていますから、学校はもう必須ですね。100%でなければ、おかしいということを担当からもよろしく願いしたいと思います。

笠原委員、お願いします。

《事務局（建築安全課）》

すみません、いまのご質問、訂正させていただきたいのですが、届出ですので、公共のほうは、入っていないかもしれないということで、確認して、またお答えしたいと思います。

《高橋会長》

そうですね、通知だけということがありますから。了解しました。

《笠原委員》

適合率のところの建物の項目の中に、エレベーターは入っていない、今後も入らないのでしょうか。

《事務局（建築安全課）》

エレベーターにつきましては、移動円滑化経路の中にエレベーターが入っています。例えば建物の3階まで円滑に動く、移動するという場合は、当然、階段ですけど、エレベーターが必要になりますので、そのエレベーターについては移動円滑化経路、この経路の中に基準は含まれていると。エレベーターについても、かごの大きさ

とか、出入り口の幅とか、そういった基準はございます。

《笠原委員》

エレベーターは、重い車いすを利用しているので必須ですが、子どもが大きくなって、車いすがさらに大きくなって、子どもと車いすで70キロになったんです。子どもを乗せて、持ち上げるということが不可能になって、エレベーターが絶対必要ですけど、無い建物があると、子どもと車いすは別で、今は運ぶようになりました。電動車いすだったり、大人の男性の方だったりすると、本当に重いと思います。

そして、自走しているときにエレベーターのボタンが届かないということもあります。開延長機能という、長い間開く機能がありません。それが無いエレベーターは残念だと思いますが、それを今後、新しい建物の建設を指導してくださるときに、付けてもらえませんかと伝えていただけたら、大変助かります。

実際に閉まってしまうんです。下の子を抱っこして、上の子の車いすを押したときに誰かが押してくれている場合もありますが、開延長機能がないとドアがしまり、車いすがボタンとぶつかってしまう。この、開延長はいくらするんだろうといつも思うんです。その機能を付ける予算は取れないのか、難しいのかなって、いつも思いながら挟まれたり、ごめんね、すみませんとか言いながら、いつも謝っている生活を送っている感じです。

だいたい病院には付いていることが多いですが、一般のところだと、なかなか付いていなかったりします。

あと、この間、下の子どもが病院で開、閉まるが漢字で、分からなくてボタンを押さなくて、ビューンって上まで行っちゃったんですね。私は車いすを押していたので、手が空いていなかったの。ひらがなとか、表示の仕方についても、もし指導していただけたら、ありがたいと。

《高橋会長》

ありがとうございました。いまの点はいかがでしょうか。

《事務局（建築安全課）》

現状だとボタンの位置や、扉の開く幅などはありますが、そういった機能については、まだ新しい情報と見受けられますので、一応そのような情報があるということは承りましたので、それをどうす

るかは、またこれからの検討課題になるかと思います。

《高橋会長》

ありがとうございます。

かなり公共交通機関も含めて広く設置されているような状況にはなっていますけれども、埼玉県の場合には、その辺が追加されていない可能性がありますけれども、その都度、各届出で、指導する窓口の担当者には、今日あったようなさまざまご意見をまとめて、周知していただくように手配を、お願いしたいと思います。

実際には事業者が、輸送の関係、用途や施設の規模によって対応できることはできるけど、どこまで対応するかということもあるかもしれませんが、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

どうぞ。河原田委員、お願いします。

《河原田委員》

河原田です、3点ほどお願いします。

バリアフリーの基本構想策定支援という中で、技術支援というのは具体的に例えば何でしょうか。

それから、公共交通機関の施設で、駅ホームの転落防止対策推進事業というのがあって、ホームバーをつくと。そのほかに、県の封筒の封かん部に標語をいままで刷り込んでいらしたんですけど、例えば目の不自由な方に対する駅ホームでの声かけサポートをお願いしますというのと。また新たに駅構内放送を通じて、目の不自由な方への声かけの大切さを、駅の利用者に呼び掛けるといった声かけサポート運動などを、事業主をお願いしていただけたらと思います。

最後に3点目、公園の関係ですけど、災害時に遊具がベッドに、ベンチがかまどに変わるといった防災機能を備えた公園が増えているという報道がありますけれども、県立公園の状況はいかがでしょうか。予定は、どうでしょうかという、一応3点です。以上です。

《高橋会長》

それでは、まず基本構想と、それから鉄道事業者へのキャンペーンのことになりますけれども、お願いします。

《事務局（都市計画課）》

基本構想でございますが、市区町村が策定するに当たり、やはり策定のノウハウがないという意見や、具体的な検討方法がよく分からないといった意見がございます。例えば、住民参加の手法などに慣れていないというところもございます。

また、具体的な中身として、こういったソフト施策が考えられるか、施策として上げている特定事業がこういった技術的なもの、構造的なもの、そういった基準に合致しなければならないかなど、策定する過程でさまざまな課題が出てくると思いますので、幅広に対応したいと考えています。

《事務局（交通政策課）》

交通政策課です。2点目の、県封筒の封かん部に標語を刷り込むということでございますが、当課では、「目の不自由な方に対する駅ホームでの声かけ・サポートをお願いします！」と標語の刷り込みを今年度から始めたところ です。

声かけサポート運動につきましては、鉄道事業者もここ最近、積極的に、駅構内放送を通して展開しております。声かけへの協力の呼び掛けとか、ポスターを掲示したり等、鉄道事業者も展開しておりますので、こういった展開が進むよう、県としても連携を取っていきたいと思っております。

《高橋会長》

ありがとうございます。

《事務局（公園スタジアム課）》

公園でございますが、防災機能を備えた県営公園はどのような状況か、どのように行っていく予定かというご質問でしたが、県営公園につきましては、防災上の位置づけとしまして、地域防災計画という計画の中に、防災活動拠点として県営公園が指定、位置づけをされております。これは30公園のうち21公園と多くの公園がございます。これは広域的な公園を整備する県営公園という特徴から21公園となっております。

そういった公園につきましては、防災施設といたしまして臨時のヘリポート、このうち16公園や、夜間の照明施設、非常用電源施設、放送施設や耐震性の貯水槽、またそれを、水を供給するための井戸、こういったものが全ての公園ではありませんが、各公園の状況に応じて整備されている状況でございます。

お話のございました、かまどベンチ等につきましては、直下型地震の被害想定を考えた中で、県南部に位置して市街地にある県営公園、こちらの公園につきましては7公園を対象として、マンホールトイレや、かまどベンチの整備を行っております。

その7公園というのは、活動拠点に指定されて、避難地になっており、市街地に位置するという、こういった3点を踏まえて事業の効果が出る7公園に設置しているという状況でございます。以上です。

《高橋会長》

ありがとうございます。よろしいでしょうか、河原田委員。

事業効果はどこかにないといけませんけど。

ほかに、ご質問、ご発言等ございますでしょうか。

先ほどのバリアフリーの基本構想については、国土交通省のホームページをご覧くださいますと作成のガイドブックというのがありまして、その改訂が2016年だったと思いますけれども、最新のものができています。これを各市町村のご担当者や、コンサルタントに勉強してもらって進めてもらうようにということで、国でも進めているところです。なかなか、埼玉県をはじめとして、全国的には17%ぐらいしか策定率がない、そんなところですね。

ほかにございますでしょうか。西野委員、今日初めてご参加されて、もし、遠慮なくご質問等ありましたら。

《西野委員》

6ページの重度障害者居宅改善整備費補助についてですけれども、具体的にどういう改善に対する補助が最も多く支出されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

《事務局（障害者福祉推進課）》

ありがとうございました、障害者福祉推進課です。

先ほどご説明させていただきましたこの事業は、例えば市町村の日常生活用具の事業や、介護保険のものは、まず対象外ということになります。

こちらで対象になるようなものは、例えば障害の状況に応じた居宅の屋内外の改善で、簡易型のホームエレベーターの設置や、段差昇降のリフトなどが、例としてあります。

《高橋会長》

分かりました。

リフトとか、簡易昇降機も、介護保険等でも利用できるんじゃないでしょうかね、自己負担の部分だけが増えてしまいますけど。

《事務局（障害者福祉推進課）》

そうですね、いまお話のあった、例えば、介護保険のほうは国で決まっていると思いますので、あと日常生活用具につきましては、各市町村で、どういう品目を出すかというところも、個別にまた決まっているようです。

いま会長からお話がありましたように、例えば移動用のリフトなども日常生活用具の対象になっている市町村では、まず日常生活用具として出していただくということです。

それに、対象にならないものについて、改修が必要なものについては、36万円という基準額の中で市町村が補助した場合に、県がその市町村に補助するという仕組みになってございます。

《高橋会長》

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、県有施設のバリアフリー整備状況調査について、報告をお願いしたいと思います。

3 県有施設のバリアフリー整備状況調査について

《事務局》

福祉政策課から資料3に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

資料3について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。笠原委員。

《笠原委員》

こちらは、各関係部署の施設というのは、およそ市町村ということですか。

《事務局（福祉政策課）》

県有施設ですので県の管理の範囲です。いま申し上げたのは管財課や、県有施設を管理している県の部署ですとか、あと建物の整備基準ということで、今日も出席している建築安全課に確認をお願いしているということでございます。

今後、各部局、警察本部、教育局などと調整しながら進めていきたいと思っております。

《笠原委員》

よろしく申し上げます。

ぜひ公園などにも、やっぱりユニバーサルシートがなくて、いつも遠足のときは、先生がキャンプのテントを持って、下で替えるんですけど、結構、子どもたちが重くなってきて、下からの介助が結構負担というか、危ない感じで二人介助になってきたので、ちょっとした会議室の一角のところに、ちょっとパーテーションするとか、ないなりに、予算をたくさん掛けるとかではなく、できる範囲の中でとか、そういう感じでも指導していただくと助かります。お願いします。

《高橋会長》

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。國松委員、お願いします。

《國松委員》

資料3の調査項目に、いままで聞いていない項目も取り入れるという話がありましたよね。いまの基準、それ以上のものが含まれているかと思うのですが、ぜひとも今日の埼玉会館の話ではないですけど、障害者が、全面的にそここのところに行けるような状況を含めたものにしてほしいと思っております。

埼玉会館でいうならば、車いすの障害者が観客席だけじゃなくて、その人が出演するようなかたちで楽屋に行ったり、舞台上に上がったということが当然できるような程度のものが求められていると思っておりますので、そういうのも含めた内容にしてほしいと思っています。

《高橋会長》

ありがとうございます。

これは建築概要ですとか、建設年次、あるいは改修年次とか、その辺も聞くことになっていますよね。

《事務局（福祉政策課）》

はい。基本的な情報も確認にした上で、整備基準等の適合状況はどうかをということでございます。

あと、どのような人が利用しているのかなど基本的なデータを集めた上で、項目が非常に多いですが、過去に回答を得たものをもう一回確認するほか、新規項目を設けて、調査依頼をしていきます。

《高橋会長》

整備基準を達成していないときの取り組み方ですとか、それに対して、どういうふうになっているか、その辺のことについてもお聞きになっていますか、項目はありますか。

整備基準を達成していないときに、じゃあ、どうするのかという。いま差別解消法じゃないですけど、合理的配慮が求められてきますので。

《事務局（福祉政策課）》

確かに昔につくった建物ほど、施設のバリアフリーという関係では、カバーできていない部分が多いですが、ソフト面でカバーについても記述できる欄をつくってまいりたいと思います。

《高橋会長》

それから最後に、これからの整備課題、どうするのか。そのままではなくて、どうしていくのかという、そこもぜひ課題で、当面でのお客さまへの対応、利用者への対応もあるでしょうし、将来的な改修計画をどうするのか、その2点を忘れないでお聞きしていただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、時間も若干予定より超過しましたがけれども、これで本日の協議会としての審議事項を終了させていただきたいと思います。その後、この後、埼玉県改修後のバリアフリーチェックに入っていきますので、こちらのほうは進行を事務局へ戻したいと思います。

協議会自体としては、これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

《事務局（建築安全課）》

すみません、先ほど建築物のまちづくり条例の届出の適合率のお話の中で、公共、学校のような公共なのか、私立なのかというお話ですけれども、基本的には国、県、市町村については、届出は不要としていますので、基本的には入っていないと訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

《高橋会長》

そうすると、その場合は誰がチェックをしているのでしょうか。埼玉県だと、福まち条例に適合しているかどうかというのは、市町村に委ねているということですか。

《事務局（建築安全課）》

通知として計画内容が提出されます。

《高橋会長》

通知でもチェックできますね。

《事務局（建築安全課）》

はい。

《高橋会長》

ぜひ通知の適合率も出していただければと思います。よろしく願いいたします。

※ 資料2については、建築安全課で再度確認したところ、公共を含めた数字となっている。

【以上】